

労働者派遣法に基づくマージン率等の公開

1. 派遣実績・マージン率（対象期間:令和5年7月1日～令和6年4月30日）

・派遣労働者の数	0名
・派遣先の数	0社
・マージン率	－（派遣実績なし）
・派遣料金の平均額	－（派遣実績なし）
・派遣社員の賃金の平均額	－（派遣実績なし）

参考：マージン率について

マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは四捨五入）
※『派遣労働者の賃金の平均額』には、当社が負担する、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険等の社会保険料及び福利厚生費・通勤費は含まれません。

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

①キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先

担当者名：岡田 恵次郎 Tel：0248-23-3802

E-mail keijirou.okada@taiyo-sokuryo.co.jp

②キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について雇用する全ての派遣労働者を対象に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
新規採用訓練	新規採用者	当社	Off-JT	有	有
現場管理業務訓練	1年以上の雇用が見込まれる方	当社	Off-JT	有	有
意識付け訓練	1年以上の雇用が見込まれる方	当社	Off-JT	有	有

3.労働者派遣法第30条の4第1項の協定 : 締結していない